

横浜市火災予防規則及び横浜市危険物規制規則の一部改正案について（概要）

1 趣旨

横浜市火災予防規則（昭和49年 3 月横浜市規則第23号。以下「火災予防規則」という。）第34条の 2 及び横浜市危険物規制規則（昭和59年 3 月横浜市規則第14号。以下「危険物規制規則」という。）第19条の 2 において、市長が定める公示の方法は、消防局又は消防署の掲示板への掲示としています。

デジタル化が進んでいる社会情勢の変化を鑑み、総務省消防庁予防課が作成している違反処理標準マニュアル及び消防庁危険物保安室が作成している危険物施設違反処理マニュアル内において、市町村長の定める公示の方法の例に、消防本部又は消防本部が属する市町村のホームページへの掲載が示されていることから、本市においても市長が定める公示の方法として本市ウェブサイトへの掲載を定める整備を行います。

なお、公示とは、建築物等に命令を発動した場合、火災予防上の危険があることや、消防法令違反により、消防機関から措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、命令が発動された建築物等の利用者や近隣の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能となるようにするためのものです。

つきましては、火災予防規則及び危険物規制規則の改正を行うことから、この改正に関する意見を市民の皆様から募集します。

2 改正の概要

(1) 火災予防規則における市長が定める公示の方法の見直し

市長が定める公示の方法を改正します。

現 行	・省令第 1 条に規定する市長が定める方法は、 <u>消防局又は消防署の掲示板への掲示</u> とする。
改正案	・省令第 1 条に規定する市長が定める方法は、 <u>消防局又は消防署の掲示板への掲示及びウェブサイトへの掲載</u> とする。

(2) 危険物規制規則における市長が定める公示の方法の見直し

市長が定める公示の方法を改正します。

現 行	・危険物規則第 7 条の 5 に規定する市長が定める方法は、 <u>消防局又は消防署の掲示板への掲示</u> とする。
改正案	・危険物規則第 7 条の 5 に規定する市長が定める方法は、 <u>消防局又は消防署の掲示板への掲示及びウェブサイトへの掲載</u> とする。

3 施行予定日

(1) 火災予防規則における市長が定める公示の方法の見直しに関すること。

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 危険物規制規則における市長が定める公示の方法の見直しに関すること。

令和 7 年 4 月 1 日